

水張りルールが変わります

これまで・・・

令和4年以降，5年に1度は水稻作付又は1ヶ月間の湛水管理（水張を）しなければ，交付対象水田から除外されることになっていました。



これから・・・

令和9年度以降，水田機能の有無でなく作物に着目した支援となるため，水田機能の確認を目的とした「水張りルール」は求めないこととなります。

ただし，交付対象水田であるためには，次の条件が課されます。

- 1．令和7年度，8年度に連作障害回避の取組を行う。
- 2．連作障害回避の取組を行った根拠書類を南九州市農業再生協議会に提出する。

○連作障害回避の取組みは以下のとおりです。

いずれか1つ以上を行えば連作障害回避の取組みをしたとみなされます。

- ・ 土壌改良資材・有機物（堆肥，もみ殻等を含む。）の施用
- ・ 土壌に係る薬剤の散布
- ・ 後作緑肥の作付け
- ・ 病虫害抵抗性品種の作付け

○連作障害回避の取組みを行った根拠書類は以下のとおりです。

取組みを行ったら必ず提出してください。

- ・ 取組みを行った作業日誌
- ・ 取組みに使用した資材の入手状況がわかる資料（購入伝票等）

上記の取組み及び根拠資料の提出は令和7年度，8年度に交付金の申請をする全ての農業者が行う必要があります。

本交付金の交付対象条件に関わりますので，必ず根拠資料の提出をしていただくようお願いします。